令和元年５月１０日

改元に関する手形・小切手などのお取扱いについて

「キャッシュカード等詐取詐欺」にご注意ください
改元に係る各種対応等に関して、当行の行員がキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることや、キャッシュカード等をお預りすることはございません。

Ｑ１	現在の手形・小切手は、そのまま使用できますか。
Ａ１	「平成」表記の手形・小切手は、５月以降もそのままご使用いただけます。 【例】 平成 31 年 5 月 30 日 新元号を使用する場合は「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。訂正印は不要です。 【例】 令和 ~~平成~~1 年 5 月 30 日 または 令和 ~~平成~~元年 5 月 30 日

Ｑ２	「平成」表記の手形を受け取った場合、振出人の訂正印が必要ですか。
Ａ２	元号の訂正は不要です。 「平成 31 年」の表記も「令和元年」と読替して取扱いいたします。

Ｑ３	現在の帳票はそのまま使用できますか。
Ａ３	「平成」表記の帳票類は、５月以降もそのままご使用いただけます。 帳票の変更は順次進めてまいりますが、当面の間は、「平成」の表記のある帳票を引き続きご利用ください。

高知銀行